

(公財) 原子力環境整備促進・資金管理センター
第39回 最終処分積立金運用委員会 議事録

1. 日 時 平成31年 2月1日 (金) 15:00～17:15

2. 場 所 東京都中央区明石町6-4
原子力環境整備促進・資金管理センター (第一・第二会議室)

3. 委員の現在数 5名

4. 出席した委員の数及び氏名

委員長 浅野 幸弘
委 員 神谷 高保
委 員 井潟 正彦
委 員 伊藤 敬介
委 員 山崎 元

以上 5名 出席

5. 議 題

- I. 平成30運用年度最終処分積立金運用実績 (平成30年12月末) (報告)
- II. 第二種最終処分積立金ポートフォリオについて (案) (審議)
- III. 地方債運用方法の取扱い変更並びに最終処分資金管理業務実施細目他の改正
について (案) (審議)
- IV. 平成31運用年度最終処分積立金運用方針及び計画 (案) (審議)

6. 開 会

事務局から、本日の最終処分積立金運用委員会は、同運営規則第4条の規定による定足数を満たしているため、有効に成立している旨の報告があった。

続いて、高橋理事長が開会の挨拶を述べた。

7. 委員長及び委員長代理選出

議事に入るに先立ち、平成31年1月1日に委員全員が再任されたことに伴い、最終処分資金管理業務規程第16条に基づき、委員長の選出を委員の互選により行い、浅野委員を委員長に選出した。

その後、委員長代理として神谷委員を選出し、議事に入った。

8. 議事の概要

事務局から、上記5. の議題について、下記の通り説明を行った。

I. 平成30運用年度最終処分積立金運用実績 (平成30年12月末)

第一種最終処分積立金の平成30運用年度運用額は、積立金受入額から原子力発電環境整備機構への取戻額を差し引いた額に、当期の償還額と利息収入を加え、930億円を見込む。

運用内訳としての国債、政府保証債、地方債、事業債等とも、ほぼ計画通りの運用を達成できる見通し。

平成30運用年度購入債券の平均利回りは、単年度の運用評価基準としての‘当年度の運用計画をベースに加重平均した国債応募者利回り’を上回る見通し。

保有している地方債と事業債等の中で、要注意区分とされている債券については、Tスプレッドの状況や発行体の経営状態などを勘案し、現時点において、売却を要する状況にはない。

第二種最終処分積立金の平成30運用年度運用額は、積立金受入額から原子力発電環境整備機構への取戻額を差し引いた額に、当期の償還額と利息収入を加え、96億円を見込む。

運用内訳としての5年国債、5年地方債、5年事業債等とも、ほぼ計画通りの運用を達成できる見通し。

※ 運用年度対象期間は3月から2月まで。

上記Ⅰ.の報告について意見交換を行った。

Ⅱ. 第二種最終処分積立金ポートフォリオについて（案）

Ⅲ. 地方債運用方法の取扱い変更並びに最終処分資金管理業務実施細目他の改正について（案）

現状の金融環境下において、今後基準とする第二種のポートフォリオについて、第38回最終処分積立金運用委員会から修正した事務局案を提示した。

また、国債代替となる地方債の運用制限及び取扱方法の変更並びに最終処分資金管理業務実施細目において変更が必要となる項目の改正案について事務局案を提示した。

上記Ⅱ. Ⅲ. の議題について審議した結果、了承した。

Ⅳ. 平成31運用年度最終処分積立金運用方針及び計画（案）

第一種最終処分積立金及び第二種最終処分積立金ともに運用の基本方針である（1）長期的視野に立ち、安全・確実性を重視した運用（2）拠出金の算定の基礎となる割引率を目標とした運用収益の確保（3）市場への影響に配慮、に基づき従来通り前運用年度方針を踏襲し、第一種は、国債の償還時期を考慮した購入計画を作成し、第二種は、国債保有比率の低下に伴い、代替投資対象である地方債の購入を中心とし、平成31運用年度最終処分積立金運用方針及び計画をとりまとめた。

上記Ⅳ. の議題について審議した結果、了承した。

9. 次回スケジュール

平成31年5月30日（木）に開催の予定。

10. 閉 会

<委員会で寄せられた意見>

I. 平成30運用年度最終処分積立金運用実績（平成30年12月末）

○計画通りに運用されており問題はない。

II. 第二種最終処分積立金ポートフォリオについて（案）

III. 地方債運用方法の取扱い変更並びに最終処分資金管理業務実施細目他の改正について（案）

○資料の一部に地方債の安全性について記載されているが、すべての地方債が一律国債に準ずるように読み取れる。

○償還額平準化のため預金を使用することは理解したが、運用制限や方法は現在の運用年度中における短期間の預金運用と同じということによいか。

○第二種最終処分積立金における地方債保有量上限について、資料間で表現が統一されていない。

（上記の3点については、委員会の中で回答した上で資料を修正し、各委員の了承が得られた。）

○今回の地方債運用制限の変更は、今後、「確実な管理のもと運用される地方債は、国債による運用に劣るものではなく、安全性は保たれているという考え方の下に行った」と理解するのが良いのではないか。

IV. 平成31運用年度最終処分積立金運用方針及び計画（案）

○平成31運用年度の運用方針及び計画について事務局案通りで問題はない。

以 上

事務局：資金管理業務部 TEL：03-6264-2215